

1 金融証券税制

若年層の利用拡大を目指し ジュニアNISAを創設

▶成人NISAでは、投資限度額が120万円に引上げ

平成27年度税制改正において「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）」が創設される（図表1、2）。

(2)ジュニアNISAの概要

ジュニアNISAは、その年中に出生した、またはその年1月1日において20歳未満である者が、未成年者口座を開設できる制度である。未成年者口座での上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等については5年間は非課税とされる。これを「非課税管理勘定」という。

未成年者口座は1人1口座のみの開設に限られており、この点は一般のNISA制度と同様である。一般のNISA制度の年間投資限度額は、100万円（平成28年以降は120万円に引上げ）だが、ジュニアNISAの年間投資限度額は80万円となる。

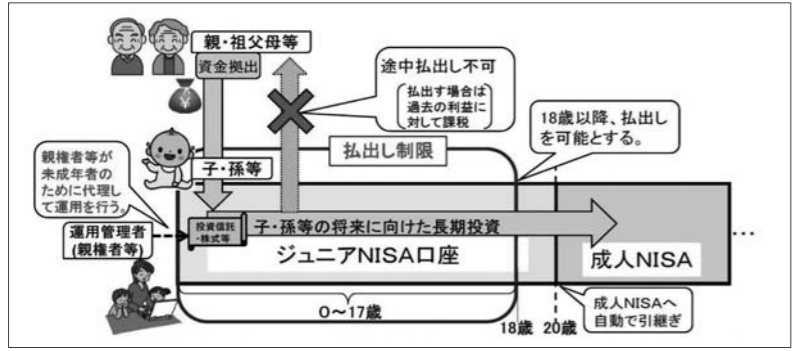
5年を経過した非課税管理勘定は、平成36年から平成40年の各年においては「継続管理勘定」に移

図表1 ジュニアNISAの概要

1. 非課税対象	：少額上場株式等の配当、譲渡益（上場株式・公募株式投信）
2. 非課税投資額	：非課税管理勘定設定年に、新規投資額で80万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額	：最大400万円（80万円×5年間）
4. 保有期間	：最長5年間、途中売却は自由（売却部分の枠は再利用不可、ただしロールオーバー可）
5. 口座開設数	：原則1人1口座
6. 開設者	：居住者（その年1月1日において満20歳未満である者、その年中に出生した者）
7. 払出し制限	：3月31日時点で18歳になる年の1月1日前まで原則払出し不可 違反した場合には過去分の所得もすべて課税
8. 導入時期	：平成28年
9. 口座開設期間	：平成28年から平成35年までの8年間の各年

（金融庁資料を基に作成）

図表2 ジュニアNISAのイメージ



（金融庁資料より抜粋）

定への移管は、移管時の時価で80万円までとされている。

なお、平成33年から平成35年までは継続管理勘定は設定できないため、非課税を維持するためには新しい非課税管理勘定にロールオーバーする必要があります。

ジュニアNISAの非課税管理勘定には、一般の非課税口座と同様に、上場株式や公募株式投資信託等を預け入れることができる。これらの金融商品から生じる配当等および譲渡益等が非課税となる。

(3)未成年者口座開設期間と一般の非課税口座への引き継ぎ

未成年者口座を開設できる期間は、平成28年1月1日から平成35年12月31日までの8年間となっている。

ただし、未成年者口座は、開設者である未成年者が20歳になる年の12月31日までの期間しか開設できない。つまり、20歳になった年の翌年の1月1日以降は、同一の証券会社内の一般の非課税口座へ自動で引き継がれることになる。

(4)非課税期間

非課税期間は、投資した年から最長5年間となり、これは一般のNISA制度と同様の期間である。

(5)未成年者口座開設手続き

未成年者口座は、一般の非課税

平成30年以後の口座の開設は
マイナンバーを利用する方向

1 NISAの
投資上限額の引上げ

改正内容一覧表▶10ページ参照

(1) 現行のNISAの概要

NISAとは、金融所得課税の一体化の取組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から創設された。

この制度は、その年の1月1日において満20歳以上である居住者が、あらかじめ非課税口座を設置し、その非課税口座内での上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等について5年間は非課税とするというものである。

(2) 平成27年度改正の内容

①年間投資上限額の引上げ

平成27年度税制改正により、1年間の非課税投資額の上限が120万円（現行・100万円）に引き上げられることになった。この改正は、平成28年分の非課税管理

勘定について適用される。

②個人番号導入後の非課税口座開設手続きの簡素化

現行は、非課税口座の開設手続きや勘定設定期間の基準日において住民票の写し等の提出が必要である。これは、その個人が非課税口座での取引を行う要件である「満20歳以上の居住者である」ことを確認するためである。

しかし、口座開設時においては、申請から手続き完了まで時間を要することなど、不便な点も指摘されている。そこで、非課税口座開設手続きの簡素化のため、マイナンバー（個人番号）を用いることが検討されている。

平成29年分までは、基準日に住民票を提出することにより非課税口座の重複開設を防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年以後の非課税口座の開設の際にはマイナンバー（個人番号）を利用して手続きを簡素化する方向で動いている。

また、税務当局における非課税

2 ジュニアNISAの創設

改正内容一覧表▶10ページ参照

(1)ジュニアNISAとは

現行のNISA制度では、中高年の投資経験者による利用が大半を占めており、若年層や投資未経験者への投資家の裾野拡大までには至っていない。

また、非課税口座を開設できるのはその年1月1日において20歳以上の居住者に限られており、「若年層への利用拡大」については限定的となっている。

そこで、若年層への投資の裾野の拡大、長期投資の促進、また高齢者に偏在する金融資産を下世代へ共有することなどを目指して、

ジュニアNISAの運用は
親権者等が代理で行う

口座開設手続きの迅速化に向けて、金融機関から税務署へのデータ提出方法をe-Taxに一本化することも検討されている。今後の動向に注意が必要だ。